

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十一年五月十一日

○第二十四回 参議院 會議録 第四十六号

昭和三十一年五月十一日(金曜日)午後
三時一分開議

議事日程 第四十六号

昭和三十一年五月十一日

午前十時開議

第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 北海道の水害対策に関する請願

(委員長報告)

第四 和牛の消費流通等に関する請願

(委員長報告)

第五 自作農維持資金融通法実施の適正に関する請願

(委員長報告)

第六 わら工品の需給維持に関する請願

(委員長報告)

第七 内水面水産増殖事業費国庫補助等に関する請願

(委員長報告)

第八 大分県昭和井路支線水路工事復活等に関する請願

(委員長報告)

第九 さつまいもでん粉の政府買上げに関する請願

(委員長報告)

第一〇 カムチャツカ災害融資等の融資金返済期限延長に関する請願

(委員長報告)

第一一 三陸沖暴風浪等の漁業被害復旧資金特別長期融資実施促進に関する請願

(委員長報告)

第一二 漁業被害保険補償制度確立促進に関する請願

(委員長報告)

第一三 農業共済団体事務費国庫負担増額に関する請願

(委員長報告)

第一四 岩手県江刺平野等の開墾事業に関する請願

(委員長報告)

第一五 米の統制撤廃等反対に関する請願

(委員長報告)

第一六 三陸沖暴風浪の被害漁業復旧対策等に関する請願

(委員長報告)

第一七 みつまた生産農家救済に関する請願(二件)

(委員長報告)

第一八 兵庫県小坂村出石川沿岸農地に排水ポンプ設置の請願

(委員長報告)

第一九 伝食研究所設置に関する請願(五件)

(委員長報告)

第二〇 新潟県耕地地すべり地災害防止対策事業費国庫補助に関する請願

(委員長報告)

第二一 造林事業費国庫補助増額等に関する請願

(委員長報告)

第二二 治山事業費国庫補助増額等に関する請願

(委員長報告)

第二三 森林組合の育成強化に関する請願

(委員長報告)

第二四 林産物の需給及び価格の適正化に関する請願

(委員長報告)

第二五 開拓行政の合理化に関する請願

(委員長報告)

第二六 林道網の整備促進に関する請願

(委員長報告)

第二七 林業災害補償制度の合理化に関する請願

(委員長報告)

第二八 森林計画経費国庫補助増額等に関する請願

(委員長報告)

第二九 北海道天の川地区土地改良事業施行に関する請願

(委員長報告)

第三〇 北海道石崎漁港修築工事施行等に関する請願

(委員長報告)

第三一 北海道遠別漁港築設促進に関する請願

(委員長報告)

第三二 北海道根室未開発地域の農業開発に関する請願

(委員長報告)

第三三 北海道元地漁港築設に関する請願

(委員長報告)

第三四 北海道福島漁港修築工事継続等に関する請願

(委員長報告)

第三五 かんがい排水機設置費等国庫負担に関する請願

(委員長報告)

第三六 大分県西国東干拓建設事業予算に関する請願

(委員長報告)

第三七 宮城県田尻川沿岸地域のかんがい排水総合改修事業促進に関する請願

(委員長報告)

第三八 茨城県筑波郡下の開拓適地選定基準厳正運用等に関する請願

(委員長報告)

第三九 積雪寒冷地域の大規模区画整理事業予算増額等に関する請願

(委員長報告)

第四〇 水質汚濁防止法制定等に関する請願

(委員長報告)

第四一 神奈川県相模湖管内の国有林払下げに関する請願

(委員長報告)

第四二 あ麻、ちよ麻事業の振興対策に関する請願

(委員長報告)

第四三 秋田県十和田湖湖まき養殖事業復興に関する請願

(委員長報告)

第四四 北海道浜頓別町内ボンニタチナイ開拓道路開さくに関する請願

(委員長報告)

第四五 北海道熊石村黒岩地区かんがい事業施行に関する請願

(委員長報告)

第四六 北海道道標津港築設工事促進に関する請願

(委員長報告)

第四七 北海道頓別輸入まの昇格に関する請願

(委員長報告)

第四八 北海道熊石漁港じゅんせつ等に関する請願

(委員長報告)

昭和三十一年五月十一日 参議院會議録第四十六号 議長の報告

六七六

第四九 北海道砂原漁港修築工事 促進等に関する請願 (委員長報告)	第六〇 岩手県綾里漁港修築工事 促進に関する請願 (委員長報告)	第七三 森林雪害救済に関する請願 (委員長報告)	第八四 米穀取扱業者の免許制施行に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
第五〇 北海道野田追地区造田事業促進に関する請願 (委員長報告)	六一 北海道新篠津村でい炭地開発に関する請願 (委員長報告)	第七四 木炭公營検査強化の立法措置に関する請願 (委員長報告)	第八五 静岡県庄内村地先浜名湖干拓工事反対に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五一 福岡県内市町村の水害復旧費国庫補助に関する請願 (委員長報告)	六二 茨城県旭村沼沼干拓事業促進に関する請願 (委員長報告)	七五 新農業による内水面魚族死滅の防止対策の請願 (委員長報告)	〇議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五二 農林省札幌統計調査事務所庁舎移転に関する請願 (委員長報告)	六三 奄美大島産黒糖の価格安定に関する請願 (委員長報告)	七六 岩手県胆沢川県営第二発電所用水等の取水による漁業損害補償の請願 (委員長報告)	一昨九日副議長の選挙において、副議長に寺尾豊君が当選した旨を衆議院、内閣及び宮内庁に通知した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五三 水産業協同組合法の一部改正等に関する請願 (委員長報告)	六四 家畜商法の一部改正に関する請願 (委員長報告)	七七 北海道千歳町の反転客土事業費国庫補助に関する請願 (委員長報告)	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五四 こんなにやく価格安定化に対する恒久施策確立の請願 (委員長報告)	六五 大阪湾水質浄化促進に関する請願 (委員長報告)	七八 米の配給日数復元等に関する請願 (委員長報告)	地方行政委員 井村 徳二君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五五 食糧科学研究機関設置に関する請願 (委員長報告)	六六 北海道浜益漁港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)	七九 宮崎県田原村五ヶ所開発事業中止に関する請願 (委員長報告)	法務委員 小柳 牧衛君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五六 強化合成米育成に関する請願 (委員長報告)	六七 北海道新川地区排水工事施行に関する請願 (委員長報告)	八〇 岩手県近海のモークサメはえなわ漁業の許可制度に関する請願 (委員長報告)	外務委員 岡田 宗司君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五七 岩手県種市漁港修築工事促進に関する請願 (委員長報告)	六八 北海道浜益村等の漁業転換に関する請願 (委員長報告)	八一 日本中央競馬会法第二十七条改正に関する請願 (委員長報告)	大蔵委員 森田 豊壽君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五八 北海道東鹿橋、鷹栖西村鷹栖地区の道営軌道客土事業施行に関する請願 (委員長報告)	六九 千葉県県営大利根、千歳用排水総合土地改良事業計画認可等に関する請願 (委員長報告)	八二 農産物価格安定法の一部改正に関する請願(三件) (委員長報告)	建設委員 大屋 晋三君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
五九 秋田県平鹿郡地区の土地改良事業施行に関する請願 (委員長報告)	七〇 北海道広島村共栄排水工改修工事施行に関する請願 (委員長報告)	八三 滋賀県愛知川ダム建設反対に関する請願 (委員長報告)	同 植竹 春彦君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	七一 北海道千歳川地区漁川ダム建設に関する請願 (委員長報告)		同 平林 剛君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
	七二 原水爆実験による水産業者等の損害補償に関する請願 (委員長報告)		同 西岡 ハル君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
			同 高野 一夫君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
			同 田畑 金光君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
			同 高橋 道男君	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

議院運営委員会

理事 寺本 廣作君(寺本廣作君の補欠)

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を内閣委員会に付託した。

特定郵便局長の任免等に関する特別措置法案(赤城宗徳君外二名提出)

国家公務員法等の一部を改正する法律案(赤城宗徳君外二名提出)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

売春防止法案

同日委員長から左の報告書を提出した。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

農林水産委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

外務委員

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案

土地収用法の一部を改正する法律案
日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

昨日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
木下 源吾君
永岡 光治君
高瀬莊太郎君
大屋 晋三君
松浦 清一君
後藤 文夫君
新谷寅三郎君
植竹 春彦君
安井 謙君

地方行政委員
高瀬莊太郎君
大屋 晋三君
松浦 清一君
後藤 文夫君
新谷寅三郎君
植竹 春彦君
安井 謙君

法務委員
新谷寅三郎君
植竹 春彦君
安井 謙君

外務委員
安井 謙君

堀木 謙三君
郡 祐一君
重宗 雄三君
平林 剛君
栗山 良夫君
島村 軍次君
西岡 ハル君
小柳 牧衛君
菊田 七平君
岡田 宗司君
荒川 孝夫君
一松 政二君
奥 むめお君
上林 忠次君
石坂 豊一君
鶴見 祐輔君
川村 松助君
山縣 勝見君
松野 鶴平君
遠藤 柳作君
津島 壽一君
佐多 忠隆君
森田 豊壽君
石川 榮一君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

建設委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

西岡 ハル君

一松 政二君

同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 島村 軍次君(島村軍次君の補欠)

外務委員会

理事 鶴見 祐輔君(鶴見祐輔君の補欠)

通商委員会

理事 最上 英子君(宮田重文君の補欠)

同 久保 等君(久保等君の補欠)

決算委員会

理事 白井 勇君(白井勇君の補欠)

同日議員江田三郎君外二名から委員会審査省略の要求書を附して左の議案を提出した。

内閣委員長青木一男君解任決議案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

気象業務法の一部を改正する法律案

案

昭和三十一年五月十一日 参議院會議録第四十六号 會議 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

六七八

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

美容師法案(長谷川保君外一名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の報告書を受領した。昭和二十九年第三・四半期における国庫の状況報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員理事藤野繁雄君。

「大蔵大臣はどうか」「大臣が来てから」と呼ぶ者あり

○議長(松野鶴平君) 大蔵大臣は、すぐ参りますので、このままお待ちを願います。……藤野繁雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年三月三十日 衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八郎

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

計法の一部を改正する法律案

交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中、「第五條の規定による一般会計への繰入金」を削る。

第四條中「百分の二十二」を「百分の二十五」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三條から第五條までの規定は、昭和三十一年度分の予算から適用する。

〔藤野繁雄君登壇、拍手〕

○藤野繁雄君 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

今国会に、地方公共団体の財源を増強するために、地方交付税の率を二割二分から二割五分に引き上げる地方交付税法の一部を改正する法律並びに入場税収入の全額を入場譲与税額とする入場譲与税法の一部を改正する法律が、別途、政府から提出されましたが、本案は、これらの改正に対応して、交付税及び譲与税配付金特別会計法に必要な改正をしようとするものであります。

すなわち、昭和三十一年度以降におきましては、一般会計からこの会計に繰り入れる地方交付税の率を二割五分にし、また、入場税収入の一割相当額を一般会計に繰り入れる制度を廃止することとしております。

委員会における審議の詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終り討論に入りましたところ、岡委員より、「地方財政の弾力性のない実態を見ても、もう少し国家財政を切りつめて地方に財源を付与すべきであり、地方交付税の率は、少くとも二割七分とする必要があると考えるので、本案に反対する」との意見が述べられ、土田委員より、「岡委員の反対理由も一応もつとも思われるので、自治庁も十分努力されるよう要望して賛成する」との意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員理事島津忠彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十一年五月二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平君

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 特殊受払」を「第五節 払出の簡易取扱」に改める。

第十八条第一項第三号中「電信現金払」を「電信現金払の料金と電信に関する料金を基とする金額との合計額」と改める。

「電信現金払」
通常現金払の料金と電信に関する料金を基とする金額との合計額
第五十条の三の規定による払出の金額の総額の千分の二に相当する金額に支払通知書一枚ごとに十五円を加算した金額」に改める。

第三十四条の見出し中「証書」を「証書等」に改め、同条第一項中「第三十八条第一項、第二項、第五十五条及び第五十六条第二項の払出証書並びに」を「第三十八条第一項若しくは第二項、第五十五条又は第五十六条第二項の払出証書、第五十条の三の支払通知書及び」に、「又は為替金」を「若しくは為替金又は当該支払通知書による払出金」に改め、同条第二項中「その証書」の下に「又は支払通知書」を加える。

第三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 払出の簡易取扱

第五十条の二(簡易払) 定期に多数の払出の請求をする加入者で省令の定める基準に適合するものは、郵政大臣の承認を受けて、この節の定めるところにより、簡易な払出(以下簡易払という)の取扱を受けることができる。

第五十条の三(払出) 簡易払において

ては、加入者の請求に因り、省令の定めるところにより、口座所管庁において当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行し、郵便局において当該支払通知書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該受取人に払い渡し、口座所管庁においてその払い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から払い出す。

第五十条の四(支払通知書の金額の制限) 支払通知書の金額は、一枚につき、三万円以下とする。

第五十条の五(払出金の払渡等) 郵政省は、支払通知書に記載された払渡の期間の経過後は、当該支払通知書に係る払出金の払渡をしない。但し、不可抗力に因つて払い渡すことができなかった場合その他省令で定める特別な事由がある場合は、この限りでない。

前項の払渡の期間は、加入者の指定する日から一箇月とする。

支払通知書が汚染され、又はき損されたため、その記載事項のうち省令で定める事項がわからなくなつたときも、第一項本文と同様とする。

支払通知書は、再交付しない。

第一項又は第三項の規定により支払通知書に係る払出金が払い渡されないこととなつた場合においては、当該支払通知書の発行は、初からなかつたものとみなす。

第五十条の六(現在高計算上の特例) 簡易払の取扱を受ける口座

につき第五十条の三の規定による支払通知書の発行があつた場合における当該口座についての第二十九条、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第五十六条第一項第一号の規定の適用については、当該発行の日から省令で定める期間内に限り、当該発行に係るすべての支払通知書に表示された金額の合計額から当該支払通知書により当該口座の貯金から既に払い出された払出金額の合計額を控除した金額は、当該口座の現在高の計算上、当該口座の貯金から既に払い出されたものとする。

第五十条の七(準用規定) 簡易払の

払出金については、第三十八条第四項及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第四項中「前三項」とあるのは、「第五十条の三」と読み替へるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

2 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条第一項中「持参人払の小切手」を「小切手、郵便為替証書並びに郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書」に、「小切手金額」を表示する金額」に改め、同条第二項中「決済された後」の下に「又は当該郵便為替証書、払出証書若しくは支払通知書による為替金、払出金若しくは貯金残額が払い渡された後」を加え、「その小切手」の下に「郵便為替証書、払出証書又は支払通知書」を加える。

第三十五条の見出し中「決済不能」を「決済不能等」に改め、同条中「決済することができないとき」の下に「又は通常郵便貯金に預入した郵便為替証書若しくは郵便振替貯金の払出証書若しくは支払通知書による為替金、払出金若しくは貯金残額が払渡の停止その他の事由に因り払い渡すことができないものであつたとき」を加える。

「島津忠彦君登壇、拍手」

○島津忠彦君 ただいま議題となりました郵便振替貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、従来振替貯金の加入者で、定期に大量の払い出しの請求をする者から、簡易な払い出しの取扱を受けるよう、きわめて熱心な要望がありましたので、これら利用者の要望にこたへるとともに、原簿所管庁の事務の簡易化及び振替貯金の利用の増進をはからうとするものでありまして、改正のおもなる事項について申し上げます。第一は、振替貯金の加入者が自己の口座から他人に送金する場合、従来の取扱いによりまして、三票式の払い出し書を受取人ごとに作成することになっておりますが、一時に多数の送金

をする加入者について、新たに一票式の支払い通知書による簡易払いの取扱いを設けようとするものであります。

第二は、支払い通知書は無案内式のものでありますので、その金額を三万円以下と定め、また払い出し金の払い渡し後における加入者との資金決済を迅速に行う必要から、払い渡しの期間を、加入者の指定した日から一カ月と定めようとするものであります。第三は、料金を、現行の通常振替の料金及び取扱に経費の面を勘案して、一件当り十五円に、払い出し金額の千分の二に相当する金額を加えた料金とし、また支払い通知書は、小切手などと同様に振替貯金に払い込み、または郵便貯金に預入し得ることとするものであります。

当委員会におきましては、数回にわたり委員会を開き、慎重審議をしたのであります。質疑のおもなるものは、「本簡易払いは、定期に多数の払い出しを請求する加入者に対し認可して利用せしむるものであるが、その認可基準の内容いかん、また最高制限額を三万円に押えてあるが、これを利用しての要望を満し得るかいなか」その他現在の取扱の実情について質疑応答があったのであります。これが詳細

につきましましては会議録により得た承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三より第八十五までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長棚橋小虎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔棚橋小虎君登壇、拍手〕

○棚橋小虎君 ただいま北海道の水害対策に関する請願は八十九件が議題となりましたが、今国会中、去る四月二十一日までに農林水産委員会に付託された請願は百五十八件でありまして、委員会においては、とりあえずこれを一区切りとし、このほどその審査を終え、ここにその経過及び結果を御報告いたします次第であります。

これらの請願の趣旨は多種多様であります。これを大別いたしますと、農政関係百十七件、林政関係十二件、漁政関係二十九件となっております。さらにこれを細別いたしますと、農政関係中最も多いのは、いわゆる農業団体再々編成に関するもので、合計四十一件に達し、これらのうち二十九件は新農業団体の設立に反対するもの、残りの十二件は新農業団体の設立を要望するものであり、次いで、灌漑及び排水ダム及び溜池の構築並びに干拓及び開拓等、土地改良の促進に関するもの二十一件、農地改革行き過ぎ是正に関するもの十九件、農産物価格安定に関するもの八件、馬の伝染性貧血研究所設置に関するもの五件、急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関するもの三件、その他開拓適地選定基準の適正化、林道網の整備拡充、森林組合の育成強化、あるいは木炭検査の公営に関するもの等であります。

次に、水産関係では、漁港の築造あるいは修築に関するもの十件を初めとして、漁業法及び水産業協同組合法の改正、漁業調整、内水面漁業増殖、水質汚濁防止、原水爆実験損害補償その他に関するものが合せて十九件であります。

委員会におきましては、これらの請願について、政府関係当局の意見をも参酌し、検討が行われ、いわゆる農業団体再々編成、農地改革の行き過ぎ是正、建物共済の農業協同組合に一元化、漁業法等の改正、漁業の限定操業及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関するもの等、しばらくその措置を留保して、さらに検討を加える必要があると認められるもの、すでに願意が達成されたもの、あるいは現在審議中の法律案に関連するもの等を除き、ただいま議題になりました九十

件に関するもの三件、その他となっております。

次に、林業関係では、造林あるいは治山事業等に対する国庫補助の増額に関するもの三件、その他開拓適地選定基準の適正化、林道網の整備拡充、森林組合の育成強化、あるいは木炭検査の公営に関するもの等であります。

次に、水産関係では、漁港の築造あるいは修築に関するもの十件を初めとして、漁業法及び水産業協同組合法の改正、漁業調整、内水面漁業増殖、水質汚濁防止、原水爆実験損害補償その他に関するものが合せて十九件であります。

委員会におきましては、これらの請願について、政府関係当局の意見をも参酌し、検討が行われ、いわゆる農業団体再々編成、農地改革の行き過ぎ是正、建物共済の農業協同組合に一元化、漁業法等の改正、漁業の限定操業及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関するもの等、しばらくその措置を留保して、さらに検討を加える必要があると認められるもの、すでに願意が達成されたもの、あるいは現在審議中の法律案に関連するもの等を除き、ただいま議題になりました九十

件に関するもの三件、その他となっております。

次に、林業関係では、造林あるいは治山事業等に対する国庫補助の増額に関するもの三件、その他開拓適地選定基準の適正化、林道網の整備拡充、森林組合の育成強化、あるいは木炭検査の公営に関するもの等であります。

次に、水産関係では、漁港の築造あるいは修築に関するもの十件を初めとして、漁業法及び水産業協同組合法の改正、漁業調整、内水面漁業増殖、水質汚濁防止、原水爆実験損害補償その他に関するものが合せて十九件であります。

委員会におきましては、これらの請願について、政府関係当局の意見をも参酌し、検討が行われ、いわゆる農業団体再々編成、農地改革の行き過ぎ是正、建物共済の農業協同組合に一元化、漁業法等の改正、漁業の限定操業及び急傾斜地帯農業振興臨時措置法の期限延長に関するもの等、しばらくその措置を留保して、さらに検討を加える必要があると認められるもの、すでに願意が達成されたもの、あるいは現在審議中の法律案に関連するもの等を除き、ただいま議題になりました九十

件に関するもの三件、その他となっております。

次に、林業関係では、造林あるいは治山事業等に対する国庫補助の増額に関するもの三件、その他開拓適地選定基準の適正化、林道網の整備拡充、森林組合の育成強化、あるいは木炭検査の公営に関するもの等であります。

に付し、内閣に送付し、政府をしてすみやかに実施せしめ、あるいは政府における慎重な検討を促し、その善処を求めることが必要であると認められた次第であります。

以上、御報告いたします。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

日程第七十八より第八十五までの請願については、意見書案が付されております。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十二分散会

○本日の会議に付した案件
一、日程第一 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

九

昭和三十一年五月十一日 参議院會議録第四十六号

六八二

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

送料別

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段局一五九七